

社会福祉法人 堂角舎
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人堂角舎（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員に対しては、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員に対する報酬の総額は年150,000円を超えない範囲とし、1回あたり5,000円とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は1回あたり5,000円とする。
- 3 同一の日時に開催した会議等（監事監査後の理事会等）については1回として支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 この法人は、役員及び評議員の報酬は、職員給与支給規定第7条の規定に準じて支払うものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員の理事会、監事監査及び評議員会等の出席した場合は、旅費を支給

することができる。ただし、定時の理事会・決算監査・評議員会については支給しないものとする。

2 役員等が職務遂行のため出張する場合は、この法人の旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

3 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度、理事長が決めた金額とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程に該当しない場合には、理事長の承認を得るものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日（評議員会決議日）から施行する。

この規程は、令和元年6月14日全文改定、施行する。

